

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 4 年 12 月 9 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（26 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 12 月 9 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	湯田川地域 (湯田川、藤沢)	R4.12.9	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の現状経営面積変更 4人	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(13) 12	(0) 0	(1) 2	担い手は十分ではない	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。 ・地域の中心となる経営体に農地集積を図り、大規模経営体をめざす。 ・畑地化事業によって農地の高度化を図り、だだちや豆を中心とする園芸作物の定着による複合農業をめざす。 ・地域の中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付を行なう。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	下小中	R4.12.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の現状経営面積変更 6人	(25) 26	(24) 25	(1) 1	(0) 0	(25) 26	(19) 19	(0) 0	(6) 7	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	西郷地区砂丘畑 (下川上、下川中、下川下、千安京田、面野山、辻奥屋、西沼、長崎、西茨、東茨、道地、七窪)	R4.12.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の今後引受意向面積変更1人 ・中心経営体の削除 2人	(208) 207	(204) 203	(4) 4	(0) 0	(208) 207	(162) 161	(4) 4	(42) 42	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の貸賃の検討が必要。 ・耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。	・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。 ・メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。	

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
1	須走	R4.12.9	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 9	(8) 8	(0) 1	(0) 0	(8) 9	(7) 8	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・耕畜連携に積極的に取り組んでいく ・段階的に連担化するための計画を作成する ・直播の面積を順次拡大しコスト低減を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	三和	R4.12.9	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(14) 13	(13) 12	(1) 1	(0) 0	(14) 13	(12) 11	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・農業生産法人や規模拡大農家、新規就農者へ農地を集積し、耕作放棄地をなくし生産費のコストダウンを図る ・新技術等を取り入れ、高品質、高収量を目指すとともに、農作物の6次産業化、高付加価値農業を展開する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	添川	R4.12.9	・貸付意向農地の追加 2人	(18) 18	(18) 18	(0) 0	(0) 0	(18) 18	(14) 14	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・新規就農者を促進する ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・特別栽培等に取り組み高付加価値化を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	鷺畑	R4.12.9	・貸付意向農地の追加 2人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・V溝直播田植えを組織化し、経営体の生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	上蛸井	R4.12.9	・貸付意向農地の追加 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(6) 6	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく ・耕作放棄地の解消に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	下鎗井	R4.12.9	・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・今後も農地の移動が予想されるため、集落で計画的に引き受けていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
7	八色木	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(20) 20	(17) 17	(3) 3	(0) 0	(20) 20	(15) 15	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
8	小中島	R4.12.9	・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(6) 6	(5) 5	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく ・6次産業化に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
9	和名川	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(10) 10	(2) 2	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	玉川・清水	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(9) 9	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	町屋・染興屋・川行	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人	(21) 21	(20) 20	(1) 1	(0) 0	(21) 21	(11) 11	(0) 0	(10) 10	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	川代山	R4.12.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 11	(9) 10	(1) 1	(0) 0	(10) 11	(6) 7	(0) 0	(4) 4	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携するもの(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理、集落営農オペレータ等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
4	河原	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(5) 5	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者				認定新規就農者	一般農業者	
5	猪俣新田・中屋	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人	(13) 13	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(13) 13	(9) 9	(0) 0	(4) 4	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・新規就農者や規模拡大希望の農家へ農地を集め、生産のコスト低減を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	増川新田	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・生産組合を中心として、集落内の農地を協力しながら守っていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	向山・桜ヶ丘	R4.12.9	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・地域の特色を活用し、高付加価値化に取り組む。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	松尾・石野新田	R4.12.9	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 13	(9) 10	(3) 3	(0) 0	(12) 13	(11) 12	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地の集積を進める。 ・田床改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	西片屋	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(16)	(15)	(1)	(0)	(16)	(14)	(0)	(2)	・担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する</li> <li>・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ</li> <li>・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
2	下山添	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> </ul>	(23)	(21)	(2)	(0)	(23)	(21)	(1)	(1)	・担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稲は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る</li> <li>・兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める</li> <li>・直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
3	黒川上	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(21)	(20)	(1)	(0)	(21)	(15)	(1)	(5)	・担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開</li> <li>・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
4	黒川中	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕地面積の変更(農地転用により△0.02ha)</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(16)	(15)	(1)	(0)	(16)	(9)	(0)	(7)	・担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る</li> <li>・水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る</li> <li>・小規模農家が集約して法人化を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>

令和4年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
5	黒川下	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(26) 27	(23) 24	(3) 3	(0) 0	(26) 27	(23) 23	(1) 1	(2) 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手は十分確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
6	松根	R4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手は十分確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む</li> <li>・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる</li> <li>・加工・流通業者や産直施設との連携の進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>